

金允植の初期政治思想 (2)

山 本 隆 基

目 次

- (1) はじめに—本稿の課題
- (2) 儒教の道統と生涯の思想的課題
- (3) 儒教の思考法
 - ① 主理論と主気論
 - ② 経学と実学
 - ③ 道と利
 - ④ 古と今
 - ⑤ 現実主義と理想主義の架橋 (以上, 本誌第55巻第2号)
- (4) 政治思想の展開
 - ① 勢道・大院君政治と民本主義思想
 - ② 封建制論と官吏登用制改革 (以上, 本号)
 - ③ 井田制論と三政策
 - ④ 小中華思想と禦洋策
 - ⑤ 性善説・人欲説・復性説—政治思想の人性論的基礎
- (5) 結び

*福岡大学法学部名誉教授

(4) 政治思想の展開

① 勢道・大院君政治と民本主義思想

最初に、前段までの所を簡潔にまとめ、下段の課題について述べる。本稿は、李氏朝鮮末期に活躍した政治家・思想家、雲養金允植（1835-1922年）の初期時代、「修学期」と称されている世に出る前の時期（1835-1873年）の政治思想の考察を目的としている。これまでの韓国や日本における允植研究は、中・後期の時代、つまり、内外の厳しい政治状況の中で朝鮮の統一と独立の道を模索し続けた時期、特に外交官僚として活躍した壬午軍乱の前後から日清戦争の前後を中心とする中期に集中して来た。そして、允植はある場合には、穏健開化派の代表者として、ある場合には朝鮮民族主義の一人の担い手として描出された。しかし、彼の中・後期思想の展開を見極めるためには、精力的に学習活動に専念し、自らの思想的基盤を形成・確立して行った初期時代に関する考察を、逸することは出来ない。ところが、この時期に関する研究は韓国に於いても、必ずしも十分であるとは言えず、我が国の場合は皆無に均しいと言ってよい。この時期、允植は後期朝鮮朝の科弊や党争が生み出した体制化・硬直化した儒教思潮に対抗して、自らの思想的立場を築くべく、唐虞三代の諸聖人に源を有し、孔子、孟子、韓愈、朱子、そして自らの師、兪辛煥（1801-1859年）や朴珪寿（1807-1877年）へと伝承された儒教道統の確認作業に精力を注いだ。そして、特に兪辛煥から「朱子先聖」に学ぶべき旨の薫陶を受けて、「朱子は私の父であり母である」と喝破するに至った。そして、彼は体制化した儒教思潮に抗して、朱子の原思想の習得に努めた。允植は斯様な作業を通して、儒教道統の思考方法が、本来、主理論と主気論、経学と実学、道と利、古と今などの二つの極の関連如何という朝鮮儒教の思考法上の諸問題に関して、官僚層の儒教思想に顕著に見られた

様に、それぞれの対極群の一方に偏るのではなく、双方の架橋、つまり、四群を纏めて言うとは現実主義と理想主義の架橋という相関主義的な構えを取るものである旨を主張した。以下の叙述では、初期允植が斯様な思考上の構えに立って、如何様な政治思想を形成・展開して行ったかという問題を扱って見たい。先ず、初期允植が直面した、19世紀の初葉から中葉にかけての勢道政治と大院君政治の諸相を通観し、彼がそれらに対処して行く思想的・理念的拠点となった儒教道統の政治理念たる民本主義思想について説明する。次に、允植が朝鮮政治の現実と民本主義の理念との緊張の狭間に立って、当時の朝鮮が直面した三つの喫緊の政策課題、つまり、官制改革問題、三政問題、そして洋攘問題の解決に向けて、どのような観察と提言を行ったかを検討して行きたい。

先ず、允植が40年弱に及ぶ初期時代に直面した勢道政治と大院君政治の諸相について、その前史も交えて、大づかみに見ておくことにする⁽¹⁾。1392年から500余年に及んだ朝鮮史は、「もっとも一般的」には、16世紀末の二度の倭乱を境目として、前・後期に二分されて来た⁽²⁾。李朝の政治運営は、建前の上では、国王と官僚（＝士大夫・両班）が一体となって遂行していくことになっていたが、実際には押しなべて王権は弱体であり、事実上の支配権は後者の手中にあった⁽³⁾。特に後期朝鮮においては、その点が顕著であり、官僚層の内部に多様な党派（派閥）が形成され、党争が亢進してその帰趨が政策遂行や政局転換に大きな影響を及ぼした。允植は、中国の党争史との比較を念頭において、この「三百年來」、「歴代の党議の病は、我が王朝のものほど甚だしきを知らない」と喝破している（参照、韓国学文献研究所編『金允植全集（弐）』亜細亜文化社、1980年、542頁、以下、『全集・弐』542頁と略記する。）李朝官僚の党争史は、16世紀に展開した、李朝創立の功臣である在京の勲旧派と在地の性理学者である士林派との対立を嚆矢とする。結局、後者が勝利して中央へ進出した。そして、倭乱の直前に吏曹の銓郎職の争奪

を巡って士林派の官僚層が、東人派と西人派に分裂し、さらに、後期朝鮮期に入ると、17世紀にかけて、前者が南人派と北人派、後者が老論派と少論派に分裂し、所謂、「四色」の党争が亢進・展開した⁽⁴⁾。各派は重要官職の獲得や自陣営の勢力拡大を求めて暗躍し、国王の背後で朝鮮政治を主導した。ところが、18世紀に入ると強力な指導性を持つ二人の国王、英祖（在位1724-1776年）と正祖（在位1776-1800年）が登場し、所謂、「蕩平策⁽⁵⁾」を掲げて、四色の特定党派に偏らず、各党派の勢力均衡に配慮した人事を試みた。彼らの治政下でも四色間の党争が消滅したわけではないが、彼らの手によって党争政治に一定の歯止めがかけられた⁽⁶⁾。後述するところであるが、後年、我が允植は二人の国王を稀代の名君と称揚し、その治政を高く評価している。

1800年、正祖の死と共に党争政治の様相が一変し、朝鮮政治は、所謂、勢道政治の段に突入した。若年或いは虚弱の国王に王妃を送り込んだ特定党派の特定閥族が高官職を独占して、国政が壟断される政治が出現した。允植は斯様な時勢の下に生まれ思想形成を始めるのである。さて、1801年、正祖を継いで11歳の純祖（在位1801-1834年）が即位した。老論派の安東金氏の金祖淳（1758-1832年）の子女が王妃となり、その一族が、右議政、吏曹判書、刑曹判書、兵曹判書、礼曹判書などの中央政府の要職を占めた⁽⁷⁾。允植の生誕の年、純祖を継いで8歳の憲宗（在位1835-1849年）が王位に就くと、豊穰趙氏と安東金氏との老論派同士の戦いが昂じた。憲宗の母が趙氏一族の子女であったため、彼らは領議政、工曹判書、兵曹判書などの要職を占めた。が、純祖の妃であった純元金氏が、垂簾聽政を行い、金祖根の子女が憲宗の妃となり、安東金氏の勢力を削ぐことは出来なかった。憲宗の死後、江華島で幽閉生活を強いられていた19歳の王家の人物が哲宗（在位1850-1863年）として即位した。金氏一族の金汝根の娘が王妃となり、彼らが領議政、左贊成、吏曹判書、承旨などの要職を占めた。哲宗の時期が勢道政治の「全盛期⁽⁸⁾」であったと言われている。以上の様に、60年余りに及ぶ勢道政治の時期、老

論派の安東金氏の一族並びにそれに連なる門閥によって、高官職が独占されたのであった。また、彼らは、科挙試験の便宜を備える漢城および京畿道に居住し、定時の式年試よりも不定時の別試を活用して、予め堂上官に進出する術を確保した⁽⁹⁾。さらに、勢道官僚は、議政府と六曹からなる正規の統治制度を差し置いて、辺境警護の非常時の臨時機関たる備辺司を流用して、そこに政策決定の権力を集中し、重要な政策決定を行った。備辺司は1600年前後の倭乱・胡乱の後、文武双方の高級官僚が、一堂に会する機関となり、事実上、李朝の最高の政策決定の機関たる様相を呈していたのである⁽¹⁰⁾。ここには、特定党派の中の特定閥族をアクターとする勢道政治期の政治過程の実像が如実に表れていると言える。李泰鎮は、勢道政治を、「既得権層の一部が既存の集権官僚制の威力を利己的に利用した奇形的な政治形態⁽¹¹⁾」であると捉える。また、鄭玉子は勢道政治を、「朝鮮王朝が衰退へ落ち込んでいく」切っ掛けとなった「跛行的な政治形態であった⁽¹²⁾」と総括している。允植は後年（1911年）、勢道政治を回想して、18世紀の英祖・正祖の治政期を念頭におきつつ、「君子の道が途絶え、小人の道が栄え」（『全集・弐』183-184頁）た時期であったと述べている。允植が生まれた年、1835年（憲宗元年）は、勢道政治の真っ最中であった。彼の初期時代の学修活動は朝鮮史上でも苛酷な時代との緊張の中で始められ且つ進められたのである。

以上のような独裁的・専制的な勢道体制の下で、李朝国家は深刻極まりない内憂と外患に直面していた。前者は三政の紊乱であり、後者は西勢の東漸である。先ず前者について見ると、三政の紊乱とは、所謂、田政・軍政・還政の三分野に於いて、夫々の本旨を著しく逸脱した無謀な運用が行われ、農民層が、事実上、異常かつ加重な税負担を強いられた事態を言う。以下、李成茂の文献によって、その実相を紹介する⁽¹³⁾。田政の紊乱の直接的原因は田税徴収の直接的担当者であった守礼や郷吏の歪な収租であった。例えば、陳地を起地として課税する陳結、土地の量案記載を免じて賄賂を取る隠結、空

き地に課税する白徴，虚偽の量案作成による虚結横領，等々が横行した。かくして，基幹税たる田税の斯様な紊乱によって，農民は酷い窮状に追いやられ，国家の財源は枯渇した。田政の紊乱が残りの軍政・還政の紊乱に繋がって行った。元来，軍政とは壮丁（数え16歳以上60歳未満）の農民を中心とする常民（良人）が戦時に軍役に就く義務を意味した。しかし，倭乱・胡乱を経て後期朝鮮に入ると，戦時の軍役の労務が，平時の軍布（綿布）納入の制に代り，一種の人頭税の如き性格を持つに至った⁽¹⁴⁾。ところが，勢道政治期には，これが乱用されて，子供の軍籍登録による課税（黄口簽丁），死人に対する課税（白骨徴布）などの手口が横行した。常民の中には，郷案登録や族譜偽造などによって，綿布納付を逃れた⁽¹⁵⁾。そのため常民の負担は倍加し，農民の逃散が頻発した。その際には隣家や親族から隣徴・族徴を収奪する始末であった。そして，最大の問題は，三番目の還政の紊乱であった。朝鮮朝では困民救済のために，国の備蓄米を端境期に貸出して収穫期に回収する救荒・賑恤制度があった。ところが，勢道政治下では，それが著しく悪用されて，逆に，困民を収奪する高利貸しの観を呈するに至った。直接の担当者である守礼と郷吏は賑恤米を慣例によって分給せず，一括分与して不当利益を横領した。分給の場合も，世帯別を村・洞単位に改め，土地の結数を操作して不当利益を手中にした。還穀回収や利子取立てに際して里・洞単位の共同納付を強制した。また，還穀保管中の目減り量の補填を名目に，付加税分として耗穀を納入させた。さらには，不急・不要な穀物貸与の強制が常態化した。三政の紊乱の大要は以上の状況であった。本来，三政は民衆の安全・福利を確保するために設置された租税，軍役，救荒の諸制度であった。しかし，それらは，勢道政治下では，事実上，庶民から酷税を奪取する手立てに墮したのである。三政の紊乱による農民層に対する苛酷な苛斂誅求に抗して，彼らを中心勢力とする大規模な武装蜂起が頻発した。その代表的なものが，1811-1812年の朝鮮北部で勃発した洪景来の乱であり，南部の三南地方の全

域を巻き込んで展開した1862年の壬戌民乱であった。允植は壬戌民乱の直前に、叔父、清恩君の順天府使赴任に同行し、1860年に書いた「琴鶴軒記述」の中で、「太守知江南之楽 而不知江南之苦 百姓知江南之苦 而不知江南之楽」(『全集・弐』206頁)と記し、朝鮮南部における守令の逸楽と農民(良人・賤民)の窮状を訴えている。1862年の壬戌民乱は、允植の初期時代に勃発した最大の農民反乱であった。これは、慶尚道晋州で勃発し、慶尚道、全羅道、忠清道、などの三南地域の全体を巻き込んで展開して行った。後段で言及するように、李朝政府は、税制の改革や不正官吏の肅正など、一定の民乱対策を試みたが、十分に陽の目を見ることはなかった。允植は、1864年、哲宗の逝去を悼む漢詩、「哲宗皇帝挽詞」を詠み、その中で、「哀れなることに我が民は不幸に見舞われた」(『全集・叁』53頁)と述べ、安東金氏の勢道政治の絶頂期に、苛酷な収奪に呻吟した民衆に対する共鳴の心情を表している。また、1862年の壬戌民乱に際しては、後段で言及する「三政策」を論じて、民乱陣営への共感を示した。

次に、朝鮮は勢道政治の下で、西洋の諸帝国からの外患の脅威にも向き合うことになった。朝鮮半島の歴史は、古代期から、中国、北方諸民族、そして日本などの東北アジアの諸勢力との交流・軋轢の中で推移した。高麗から朝鮮への移行は中国の元明交替が契機となり、朝鮮史を前・後期に分かつ契機は1600年前後の二度ずつの倭乱と胡乱であった。17・18世紀の朝鮮の対外環境は、比較的、平穩に推移した。清国との間では、胡乱の後、垂直的な宗属・朝冊関係が持続し、毎年、朝鮮は燕行使を派遣した。日本との間では、倭乱の後、朝鮮通信使を派遣し、水平的な交隣関係を維持した。しかし、19世紀の勢道政治の時期になると、西洋諸帝国との軋轢を惹起する状況が生まれて来た。18世紀に入って、英国、露国・仏国、独国などの西洋諸帝国は、1776年のセポイの反乱鎮圧や1840年のアヘン戦争遂行などに見られる様に、16世紀以来のアジア地域の植民地獲得競争を加速化させた。朝鮮と西洋の直

接的接触は、18世紀のキリスト教の受容に始まる。英祖と正祖は中国経由で齎されたキリスト教に理解を示し、彼らに庇護された南人派の李瀼（1681－1763年）や丁若鏞（1762－1836年）などの実学者はそれに強い関心を示した。朝鮮のキリスト教の勢いは、西洋の宣教師の来朝・布教もあり、南人派を中心に、漸次、増大して行った。これに対して、老論派が領導した19世紀の勢道政治は、一転して「衛正斥邪」なる攘夷思想を掲げて、西洋の宣教師やキリスト教徒に対する大弾圧を行った。1801年に辛酉教難が、1839年には己亥教難が起こった。1840－50年代の朝鮮では、西洋問題は、特別に、憂慮の必要はないと捉えられていた⁽¹⁶⁾。しかし、斯様なキリスト教徒の受難を契機として西洋諸帝国との軋轢が強度を増して行く。そして、数十年後には、朝鮮半島はアジア地域において最も過酷な植民地争奪戦に巻き込まれて行くことになる。

ところで、60余年に及んだ安東金氏らの勢道政治は、1863年の哲宗の死と共に幕を閉じた。哲宗には後嗣が無く、興宣大院君（1820－1898年）の子息、高宗（在位、1864－1907）が、若干、12歳で王位に就いた。その後、1973年の失脚に至る10年間、大院君は摂政として強力な政治指導力を振った。彼は勢道政治の改革・一新を図るべく、王権を強化すると共に、民生安定のための諸施策を断行した。先ず、特定の党派・門閥による権力の独占を排して、党派、身分、嫡出・庶出などの隔てなく官人の登用を行い、王権の強化を目指した。老論派の権力独占を排して、北人・南人・少論の諸党派からも高官を登用した⁽¹⁷⁾。また、各地方の兩班・儒生の学修・教育機関として設立され、後に党閥・党争の発生拠点となり、常民に苛斂誅求を加え、更には国家財政の圧迫の原因ともなった、六百を超える書院を廃止した。老論派書院の頂点にあった万東廟や華陽洞書院も例外ではなく「盜賊どもの巢窟⁽¹⁸⁾」と断じて撤廃した。そして、勢道政治の根城と化していた備辺司を廃止し、議政府を行政の最高機関に復し、その下に位置する六曹の行政権限を明確にした。勢

道政治の時期に形骸化していた暗行御使の制度を活性化し、守令の民に対する横暴を牽制した。王権の強化・中興を図るシンボルとして、16世紀末の壬辰倭乱によって焼失していた景福宮を、270余年ぶりに再建した。更に、民乱の原因となった三政の紊乱を是正すべく税制を改革し、民生の安定と国庫の充実を図った。戸布制を創設して士族層の軍布の免除特権を廃止し、地方の士族や豪農層の隠田を暴いて田租の充実を図った。以上に例示した大院君による勢道政治の解体と王権強化・民生安定を目指した作業は、国人の各層から強い支持を得た。允植の師、朴珪寿も、大院君の「王権強化の路線」を支持してその政権の一翼に加わった⁽¹⁹⁾。允植も景福宮の再建に際して、祝賀上奏文、「景福宮移御陳賀百官箋文」(『全集・弐』273-4頁)を書いた。大院君政治の時期の文章はこれだけであるが、大院君の死後、彼の墓誌を書き、10年に及ぶ治政を次の様に称揚している。「・・・九族の民を統治し、四色の党派を平らげた。僥倖の門を閉じて、上奏の道を開いた。地方の人材を抜擢して、中央の権官を抑えた。・・・嚴刑と峻法によって、奸猾を懲らしめた。練兵と設砲によって外敵に備えた。軍役の弊を改めて公平な戸布制を施行した⁽²⁰⁾。社倉を設けて、貧民を救った」(『全集・弐』101頁)その上で允植は、大院君を周代に於いて、幼少の成王を輔けて治政の任に当たった、聖人、周公に準えているのである(参照、同頁)。

以上の様に、大院君政権は、国内政治の面では勢道政治の大規模な刷新を図ったのであるが、国際政治の面では、勢道政権による西洋列強に対する排外的な攘夷政策を継承した。周知の様に、中国では、第二次アヘン戦争の敗北(1860年)を契機として、『海国図誌』(魏源)の見地を受け入れて、「東体西用」論に拠る洋務運動を開始するが、大院君は「衛正斥邪」なる中華思想的なスローガンを掲げて攘夷政策を続行した。1866年、大院君は、キリスト教徒と外国人宣教師に対する大弾圧を強行した(丙寅教難)。そして、同年、フランス軍が自国宣教師の処刑の報復として、江華島要塞を攻撃したの

を迎撃した。さらに同年、アメリカ商船が、大同江を遡行して平壤付近まで侵入したのを撃退した。この二つの事件は併せて、丙寅洋擾と呼ばれている。1871年、アメリカは、通商条約の締結を求めて再び、艦隊を江華島に派遣したが撃退された（辛未洋擾）。仏・米などの西洋列強は、17世紀に成立したウエストファリア体制で確立した、主権国家相互の水平的国際関係の原理、つまり、権力均勢の国家主義的の原則に沿って行動した。朝鮮は、辛未洋擾から五年もたたないうちに、垂直的な朝貢・宗属体制から西洋流の国際関係の原理が貫徹する苛酷な磁場へ投げ込まれることになる。允植の師、朴珪寿は平安道觀察使として、辛未洋擾の指揮を取り米国艦隊を撃沈した。允植もまた、上の引用文に於いて、大院君の優れた業績の一つとして、「練兵と設砲によって外敵に備えた」と述べていることから分かる様に、中国伝来の中華思想に拠る攘夷政策を支持したのである。以上の様な大院君の政治は、勢道政治家のそれとの比較に於いて、今日の史家によっても、内政面の処策に於いても外政面のそれに於いても、「凡庸な政治家の出来ることではない⁽²¹⁾」という評価が与えられている。ところが、王権強化のシンボルとして断行された景福宮の再建事業が躓きの石となった。この大事業に要した巨額の費用と膨大な労役を当時の王朝の財政で賄うことは不可能であった。それらの費用調達のために、国人から半ば強制的に「願納錢」（寄付金）を募り、漢城通過の「門税」の新設・徴収を行い、「当百錢」という悪貨を流通させた。前者は両班・富民の反発を招き、後者はインフレを誘発して民衆生活の圧迫を招いた。斯様な国人各層の反発を背景として、閔妃一族を中心とする反大院君の陣営は大院君を失脚させた。景福宮再建の強行は、大院君政治が10年間で崩壊する直接的な最大の要因となった。

これまでの所で、初期時代の允植が直面した朝鮮の内外の政治状況について見て来た。彼はこの時期に、勢道政治と大院君政治という異なる性格を持った二つの政権に跨る激動の時代を経験した。そして、この40年弱に及ぶ時期

に、朝鮮朝の終焉の萌しが出現して来たのである。彼の初期時代の政治思想形成は、斯様な政治状況との緊張関係の中で進められた。彼は当代きっての儒者、兪辛煥や朴珪寿に師事して儒教思想の研鑽を積み、それを踏まえて朝鮮政治の現況を批判して、その改革方を提案して行った。周知の様に儒教は、唐虞三代期の聖人・聖王（堯、舜、禹、湯王、文王、武王、周公）の治政をモデルとし、そして、桀王と紂王などの暴君の治政を否定的モデルとして、孔子によって集成・創立された。儒教思想は元来、中国の政治思想として誕生し、発展して来たのである。そして、中国政治の理念を提示し、実際政治の批判・改革の基準となったのが、民本主義である。儒教思想の核心は民本主義である。允植の場合も、同様である。彼の全集本の中には、民本主義を表示する次の様な言葉が出てくる。「安民衛邦之道」（『全集・巻』444頁）、「愛民之志」（同上、445頁）、「傷民經世之志」（『全集・弐』364頁）、「息民」・「利民」（同上、368・70頁）、「均民」（同上、373・606頁）、「均役安民」（同上、583頁）、「濟民之志」（同上、607・608頁）などである。

さて、「民本」という言葉は、政道の經典、『書経』の「夏書」の中で、夏国の禹王の言葉として「民は邦の本である」と記されている所に由来する⁽²²⁾。そして、民本主義の内容を古典的な形で定礎したのは、戦国時代の孟子である⁽²³⁾。彼は、「国家においては人民が何よりも貴重であり、社稷とちとこくもつの神によって象徴される国土がそのつぎで、君主がいちばん軽いものだ⁽²⁴⁾」と説いた。謂わば、君主が「本」であり民が「末」であるといった現実政治に於ける君民関係を批判して、儒教思想の本来の価値序列がその逆である旨を主張したのである⁽²⁵⁾。そして、孟子は君主が暴君となり暴政に陥った場合について、「もし諸侯が無道で、社稷を危くするならば、その君を廢してあらためて賢君を選んで立てる⁽²⁶⁾」と述べ、所謂、易姓革命論を打ち出している。しかし、斯様な民本主義の主張は、人民が治政の主体である旨を唱えるのではない。それは「人民のための統治」を唱え、「人民による統治」、つまり、民主主義

を唱えるのではない⁽²⁷⁾。「統治する側こそが学び、信ずべき教え⁽²⁸⁾」であった。それは「民衆を徹底して客体化する⁽²⁹⁾」思想である。だから、易姓革命の担い手についても、人民ではなくて、「旧王朝の有力臣下としての諸侯、もしくは地方豪族」であるという留保が付されるのである⁽³⁰⁾。古代期の孟子の民本主義思想は、朱子を大成者とする宋代期以降の所謂、「新儒学」においても、継承されていった。朱子も「極めて厳しい条件を付しながらも、放伐による革命を原理的には認めている⁽³¹⁾」のである。次いで、朝鮮半島には高麗中期に、朱子学と共に民本主義思想が伝わった⁽³²⁾。1392年、高麗に代って朝鮮が興った。そして、朝鮮は朱子学を「建国理念」として立て、その政治理念を「儒教的民本主義」に求めた⁽³³⁾。李退溪（1501－70年）と双璧をなす朝鮮の代表的儒者、李栗谷（1536－1584年）は、次の様な言葉を通して民本主義の立場を披歴している⁽³⁴⁾。「凡そ、革旧更新に際しては、その是非利害は、民にとって便宜であるか否かと言う点のみにある。」「いったい、宜しきものとは、随時、改革を施し法を立てて、民を救済する謂いである。」「今日、一弊を改め、明日も、一弊を改める。至誠の心を以て民の救済に努めねばならない。」。しかし栗谷も「民を仁徳収攝の対象以上のものに引き上げること⁽³⁵⁾」はなかった。

ところが、近年、李泰鎮によって後期朝鮮の儒教史の中に、伝統的な民本主義思想に一定の見直しを加える言説が出現したとする見方が打ち出された。彼は『朝鮮実録』の肅宗・英祖・正祖の諸編に登場する「民国」観念に注目し、彼らの立言が民本主義の思想史に一定の画期を齎したと主張した。彼の主張の核心と考えられる部分を、二箇所、引用する。

「社会変動や民の社会的、政治的機能の変化により、18世紀に入ると、王と士大夫中心の政治意識である民本が、王と民中心の民国政治思想へと変わるという変化が表れはじめた。後者はすなわち王と百姓が国家の主であるという意識の表出として、民を統治される対象とする民本思想よりも一歩進んだ政治意識であったことは間違いない。・・・君主と百姓は国の主であり、一身であるという民国論は、いま母体となった民本論と同種とは言えぬほど、異なる内容を含有するものになった。⁽³⁶⁾」

「もちろん、それ（民国意識 - 筆者）は既成の士族両班を見捨てることを意味するものでは決してなかったが、士族に絶対的な優位性を付与してきた以前の統治体制を修正する方向であることはまちがいない。この修正は、すなわち18世紀の蕩平政治の性格を規定するものだった。・・・蕩平君主たちは・・・従来の方党政治を否定していたが、だからといって決して士大夫・士族の存在まで否定したのではなかった。儒教国家において『修己治人』を本業とする身分それ自体は決して否定できなかつたのである。⁽³⁷⁾」

この二つの文章から、李泰鎮の主張が含意する所を読み取って見る。民本主義は、「王と士大夫」が政治の主体であり、「民は統治される対象」であるという前提に立って、前者は後者に対して仁政を施すべきであり、暴政を働いてはならないと言う統治の理想を謳っていた。それに対して、18世紀に出現した三人の国王は、「王と百姓は国家の主であり、一身である」と喝破し、謂わば、「民国論」とも称すべき言説を吐露した。これは、伝来の民本主義の思想とは異なる、「一歩進んだ政治意識」であると李泰鎮は指摘する。しかし彼は、同時に、斯様な三国王の民国論の意図は、士大夫層の現実の党争政治を「修正」=改革し、士族優位の現実の「統治体制」を覆すことであったと述べている。民国思想は現実の謂わば、君側の奸を糾弾する理念であり、儒教という理想世界における「士大夫・士族の存在」そのもの、「修己治人を本業とする身分それ自体」を否定し去るものではない。すると、「修己治人」の理想に適う士大夫の存在を前提にした場合、国王・士大夫・人民の関係はどうなるのか。その場合でも、人民は政治の主体とされるのか。それと

も、民国思想は、やはり君・臣・民の身分制的区別を前提とする民本主義の理念の枠内に止まるのか。この点について、李泰鎮は必ずしも明瞭であるとは思えない。しかし、たとえ儒教本来の身分制思想を前提としたものとは言え、そして、国王から提起されたとは言え、「王と百姓が国家の主」或いは、「君主と百姓は・・・一身である」という言説の出現は、少なくとも、伝統的な民本主義理念の深化、或いは徹底化と言う意味合いを持っていると考えられる。民が政治の主体であると言う言説は、伝統的民本主義の中には入り込む余地が無かった。民国観念は民本主義の理想の枠内で民の比重を高める役割を果たしたのである。李泰鎮も民国観念の実際の作用を見るために、三人の国王が民に施した斬新な諸政策を挙げている^{(38) (39)}。

ところで、実は、李泰鎮に遥かに先だって、我が允植も肅宗、英祖、そして正祖たちによる民国観念の提起に注目していた。彼は、初期時代の主論説、「八家渉筆（下）」⁽⁴⁰⁾の中で、18世紀の三国王の時期の儒教思想と19世紀前半期の勢道政治期のそれとの落差を嘆いて次の様に書いた。「我が朝鮮では、儒教の学制が敷かれてから日が浅く。儒生たちの講誦があるだけだ。しかし、中世期には学問が盛んで、猶、見るべきものがあつた。当時は、民国なるものを唱える人が現われた。近年来、そのような言説が聞かれなくなったのは、本当に嘆かわしいことである。」（『全集・弑』608頁）允植は、朝鮮と中国の落差を嘆きながらも、18世紀には民国思想が唱えられて、儒教が盛況であった次第を指摘している。そして、19世紀の勢道政治の時期に入って、それを唱えるものが途絶えたことを嘆いている。確かに、特定の党派・閥族だけが王権を蹂躪し、民衆に苛斂誅求を加えたこの時期に民国思想が重用されることは考え難い⁽⁴¹⁾。この時期の大勢は允植が指摘する通りであると思われる。しかし、管見の限りに於いてでも、勢道政治期に関わる諸文献の中に何点かの民国観念の存在を確認できた。勢道政治期の実学者、崔漢綺（1803-79年）⁽⁴²⁾と丁若鏞⁽⁴³⁾、民乱を主導した農民⁽⁴⁴⁾、そして、允植の師、兪辛煥⁽⁴⁵⁾と

朴珪寿⁽⁴⁶⁾、等々の面々、つまり、勢道政治の主流と距離を置いた思想家や政治勢力によって「民国」観念が保持されているのである。

この様に勢道政治の時期でも18世紀以来の民国思想の水脈が途切れたとは言いきれない。そして、允植もまた、この水脈の一人の継承者として思想形成を開始したのである。すぐ上の引用文はその次第を如実に示している。だから彼は歴代の朝鮮国王の中で、取り分け、民国思想の開拓者、英祖と正祖を選びすぐりの名君として称揚するのである。英祖に関しては、「堯舜の聖性を以て、広く仁政を施した」(『全集・尙』442頁)と述べている。そして彼は、1865-68年の間、蔭官として京畿道水原の正祖陵墓、健稜の健寝郎を務めた(参照、『全集・尙』81頁)。健稜を「聖人の蔵」(『全集・弐』129頁)と呼び、その「盛徳と至善は、民が言葉で以て尽くし得ないほどである」(同頁)と述べている。さらに、この両国王について、「百世の後までも、語り継がれるべき、二人の聖人の治政」(『全集・弐』154頁)と述べている。允植は英祖と正祖が民国観念を唱導し、それを実際の治政の中に活かした次第を、古代の諸聖人のそれに準え得る人物として高く称賛したのである⁽⁴⁷⁾。かくして、允植の初期時代の民本主義思想は、18世紀に出現・展開し、勢道政治の下でも命脈を保った民国観念を強度に内包したものであった次第が確認されたと思う。

ところで、既述の様に、李泰鎮が注目した英祖や正祖の民国論は、伝統的な民本主義に比べて、民の比重を深化・徹底化する要素を持ちながら、「修己治人」の理念に適う士大夫層の存在を当然と見做すものであり、そこに民こそが政治の主体であるという民主主義の萌芽を見出すことは困難であった。初期允植の場合も同様であり、その思想の中にも身分論或いは名分論の色合いが読み取れるのである。例えば、彼は奴婢と主人、並びに、君子と小人の関係について次の様に述べている。

「奴は耕作を任とし、婢は蚕績を任とする。事に当たるに任を捨てず、互いに任の矩を侵さず、主人の事を己のことと視て、利が生じるとそれを主人に帰し、害が生じるとその責を負う。主人の利は則ち我が身の利なのである。愚かな者は是を知らず、利が主人に帰すと、我に何の利があるのかと言う。・ ・ ・君子は道を任とし、小人は力を任とする。上と下が互いに任を果たすことによって、天下は成るものである。」（『全集・弐』506-507頁）

見られる様に、儒教独特の身分・名分上の上下関係を前提として、各身分の任務の誠実な順守・遂行が求められている。上下の名分を正すという儒教の立場が唱えられているのである。また允植は同様の立場を、次の様に披歴している。「王なる者は道を任務とし、伯なる者は法を任務とし、武人（疆国）は戦いを任務とする。この三者の任務は異なる。しかし、任務を果たす所以は一つである。それは信である。」（『全集・弐』593頁）。ここの二つの引用文に出てくる、国人を上・中・下の三身分、或いは、上・下の二身分に分かつ言い回しは、彼の文章にしばしば出てくる（参照、『全集・壺』438・439・441頁、『全集・弐』107・537・569-570頁）。この様に、允植の民本主義は、民国思想の称揚にも拘らず、儒教的な身分論・名分論そのものを否認するものではなかった。勿論、この次第は決して、民本主義の理想が蹂躪された、例えば、勢道政治の下での現実の身分的な差別状況を容認するものではなかった。先の引用文に於いて、「天下」は「上と下が互いに任を果たす」ことによって成り立つ。各身分は誠実に、それぞれの任務を果たすことにより、相互に「信」=信頼の情を喚起し、それによって全身分が有機的に結ばれなくてはならないと強調されているのである⁽⁴⁸⁾。だから允植は、既述の様に、1864年の高宗の即位と共に、その摂政・執権者として登場した大院君の治政を、英祖・正祖の再来、さらには、古代聖王、周公の再来として高く称揚したのである⁽⁴⁹⁾。

② 封建制論と官吏登用制改革

前段では、先ず、初期允植が直面した19世紀序・中盤期の70余年に及ぶ朝鮮政治の現実を説明した。この時期、内では、勢道政治の出現・展開・崩壊と大院君政治の勃興・消滅という激動に見舞われ、外からは、西洋諸列強のアジア侵攻の趨勢が朝鮮半島にも波及していた。次いで、允植がそれに対処して行く思想的拠点とした儒教の民本主義の政治理念について説明した。彼の民本主義は、18世紀来の民国観念を継承し、伝統的民本主義の枠内にありながら、民衆性をより深化・徹底化した性格を持っていた。本段以降では、彼が斯様な民本主義の政治理念を踏まえて、勢道政治と大院君政治の下での喫緊の政治問題に関して、如何なる考察や提言を行ったかについて見て行きたい。既述の様に、この時期、重要問題として浮上していたのは、政治制度に関わる官制改革問題と政治政策に関わる三政紊乱問題、並びに洋攘問題であった⁽⁵⁰⁾。これまでの初期允植研究では、この三問題の内、三政問題と洋攘問題は取り上げられて来たが、官制改革問題に関しては殆ど注目されてこなかったように思う。以下、相互に関連を持つこれらの三問題に関して、允植がどの様に対処して行ったかを考察して行きたい。そして、斯様な具体的政治問題との取り組みを見ることは、允植の民本主義の政治理念の内実を理解することに資すると共に、先稿で考察しておいた彼の相關主義的思考法の具体相を見る上でも有益であると考えられる。

先ず、官制改革問題を考察する。その際、最初に取り上げる資料は、「八家渉筆(上)」に収められた「封建論⁽⁵¹⁾」(『全集・弑』535-541頁)である。允植はこの論説で、中唐の柳宗元の封建制批判(郡県制擁護)を反駁し、封建制こそが古代聖人の定めた民本主義の政治体制であると主張する。彼にとって封建論は官制改革問題を考える理念的前提であった。封建制は国王が王族や豪族などに爵位と土地を与え、地方の統治を担わせる分権的な政治体

制である。他方、郡県制は国王が各地方に中央官僚を派遣して、全域を直接的に統治する集権的な政治体制である⁽⁵²⁾。前者は、西周の周公が定めたものとされ、中国では、それ以降、先秦時代までが封建制の時代、秦から清までが郡県制の時代とされる⁽⁵³⁾。

ここで、中国と朝鮮の封建論・郡県論の展開を、簡略に辿って見る。中国では秦代以降、王朝の政治危機に際して、その存続を図る者と変革を図る者が、夫々、郡県論と封建論を武器にして対峙した。唐代中期、節度使や宦官の勢力が跋扈して皇帝権力が危機に瀕した時、柳宗元は、「封建論」を書いて封建制批判と郡県制擁護の論陣を張った⁽⁵⁴⁾。彼の主張は強力な衝撃を与え、例えば、北宋の蘇軾は「論封建」を書いて、「柳宗元の論が出たために、諸子の論は廃れてしまった。例え聖人がまた現われたとしても、それを改めることは叶わない⁽⁵⁵⁾」と述べている。時代が下って、明末清初の王朝交替期には、封建論に拠って集権的な王朝体制を批判し、分権的な政治体制を主張する多くの論者が排出した⁽⁵⁶⁾。その中で最も有名なのは、顧炎武が書いた「郡県論」である。その主張の核心は、「封建の意を郡県の中に寓する」というものであった。秦代以降の郡県制は必然とされ、その上で、「現行の郡県制は弊害が大きくなっているという情勢認識があり、これにもとづいて封建的要素の導入」を主張したのである⁽⁵⁷⁾。ところが、允植の国、朝鮮に於いては、封建制と郡県制をめぐる議論は、「ほとんどなかった⁽⁵⁸⁾」という指摘がなされている。その点を鑑みると、允植の論説、「封建論」は極めて稀有のものと言いうことが出来る⁽⁵⁹⁾。

允植の「封建論」の骨子を述べて見る。彼は先ず、中国の先秦代の聖王による封建制の創設と秦代における郡県制への移行について次の様に言う。「禹の時代は天下に万国を配し、周の時代には千八百国を配し、戦国の時代には相互に併呑して七大国となり、遂に秦代になって初めて一国に統一された。」(『全集・弐』536頁)次に、秦代以降の郡県制が民本主義の理念に悖る

政治体制である旨を力説する。上の次第によって、「国が少なくなるにつれて乱が益々多くなったこと」(同頁)は明らかだ。柳宗元は漢・唐代の「小康」は、郡県制に拠ると穿っているが、生民が安寧に暮らしたのは、三四百年の間で僅か、「二三十年」に過ぎない。それ以外は、「戦乱で困窮甚だしい」状況を強いられた。その訳は、「天下の命が、ただ一人に懸り、知徳に優れた者を、しかも、永く戴くことは不可能で、民は常に困窮に晒される。」(同頁)つまり、「封建制が壊れて天下が一人の私物となった」(同上、538頁)ためである。郡県制は「天理に合わず、人情に逆らうもの」つまり、「一人の私」に拠るものである(同上、540頁)それは、「一人の私」に拘泥して「万民の公」を看過している。(同上、535頁)秦代以降の郡県制の歴史は、それが民本主義の理想に悖る政治体制である旨を示している。かくして、允植は、封建制こそが、古代聖人が民本主義の政治体制として創出したものであり、「万民の公」、つまり「聖人の公心」(『全集・弐』535頁)に適う政治体制である。彼は、斯様な見地の正当性を確認するために、封建制が郡県制に勝る具体的理由を八点、挙げる。その詳細は省くが、分権的な封建制こそが、生民の安寧に資し、士大夫・諸侯・国家の利にも叶う政治体制である旨が説明されている。柳宗元は斯様な次第を看過して、「封建は聖人の意ではない」と、途轍もないことを言っている(参照、同上、540頁⁽⁶⁰⁾)。ここに至っては最早、柳宗元の見地は「儒者の立論」(同上、535頁)とは言えないと手厳しい指弾を加えている⁽⁶¹⁾。允植の「封建論」は次の言葉で結ばれている。「私が思うには、井田制と封建制の二つは、聖王が天下を治める規矩である。もしこの二つを捨てるならば聖王と言えども仁政を施すことは出来ない。」(『全集・弐』541頁⁽⁶²⁾)

ところで、金鳳珍と金聖培は、允植の上記の「万民の公」なる観念は、儒教思想の「公」観念と異なる性格を持つと理解している。金鳳珍は中国史家の溝口雄三の所説に拠って、以下の様に説いている⁽⁶³⁾。溝口は、中国に於い

ては、明末までは「天下の公」・「天理の公」は、「朝廷・国家の公」を意味したが、それ以降、斯様な意味が破綻し始めて、清末には「天理の公」の担い手が「人々の公」、つまり「国民・国家の公」に変化したと主張している。そして、金鳳珍は「万民の公」について、次の様に言う。「おそらく朝鮮の公概念にもまた、その清代の『構造的な変化』と同様の事態が起こっており、それが金（允植－筆者）の思想に顕れているのだといえよう。」「万民の公」とは、「倫理性のある、普遍的な『公』の観念⁽⁶⁴⁾」であると見るのである。金聖培も「万民の公」は、朱子の「天理の公」とは色合いを異にする「西洋の public」という観念に「近接」しており、1884年の甲申政変の思想の先駆をなすものであると考えている⁽⁶⁵⁾。金鳳珍と金聖培は共に允植の「万民の公」という言葉の中に、西洋流の自由・平等の個人によって主体的に築かれる公共空間としての国家という観念の出現を読み取っているが、先の民国思想を扱ったところで述べたように、初期允植の思想の中には儒教的な身分論・名分論が根強く存在しており、私は上の両者の理解には無理があると考え。ちなみに、初期允植の西洋との接触は皆無に近く、それが始まるのは中期に入ってからである。

さて允植は、中国伝来の封建論と郡県論の論争に関し、後者を代表する柳宗元の「封建論」を批判し、前者の見地を支持した。彼は分権的な封建制こそ、聖人が定めた民本主義の政治理念に適う政治体制であると見た。ところが、允植が生きた朝鮮王朝は、朝鮮史上で最も強固な郡県制を敷いていたのである⁽⁶⁶⁾。朝鮮の郡県制は、高麗中期の958年、光宗による中国科举制度の導入を画期とする⁽⁶⁷⁾。その趨勢を格段に進めたのが、983年以降の成宗による官僚制の整備であった。それまで各地域は、新羅時代の豪族層の後裔である郷吏が統治していた。成宗は、中国に倣って、中央に三省・六曹・七寺の官制を敷き、地方には12の牧を設置して各牧に中央から地方官を派遣した。牧内の各邑を州・府・郡・県などに格付けし、各邑の郷吏に対する地方官に

よる統制を強化した。京外の官制は一新され、朝鮮政治の中央集権化が進んだ。1392年、高麗朝が倒れて朝鮮朝が興ると、首都が開城から漢城へ移され、郡県制の政治体制は一段と強化された。1485年、世祖は朝鮮王朝の「基本的な統治規範」となった郡県制に拠る『経国大典』を發布した。地方官は出身地への赴任を禁じられ(「廻避制」、任期も2～3年に限定された(不久任制)。何れも、地方官が地方の土着勢力となることを防止するための処置であった。ただし、地方官を派遣し得たのは、道と邑までであり、その下の面・里・洞の領域はその土地の有力者(郷吏など)が地方官の指揮下で治安の維持に当たった。また、高麗時代には、中央官僚の登用に際して、貴族・豪族層の縁故による門蔭任用が盛んであったが、朝鮮時代には科举任用が多数を占めるに至った⁽⁶⁸⁾。

朝鮮時代は、朝鮮史の中で郡県制が最も強化された時であった。この時期に允植は柳宗元の郡県論を厳しく批判して、封建制こそが民本主義の政治体制として古代聖人が創設したものである旨を説いた。すると、彼は封建論を称揚することによって、郡県制に拠って立つ朝鮮王朝の維新を唱えたのであろうか。確かに、彼の封建制擁護論を直に受け取ると、清朝初期の封建論者の「急先鋒」として「原理的かつ復古的な色彩の濃厚な」主張を行った呂留良を髣髴とさせるものがある⁽⁶⁹⁾。しかし、『金允植全集』のどの箇所にも、李朝体制に対する謂わば、易姓革命の類を示唆する文言を見出すことは出来ない。前段で言及した様に、彼は英祖や正祖の治政を古代聖人の治政に匹敵するものと称賛し、大院君の王権強化の諸政策を強く支持した。下段で言及する上奏文、「三政策」のなかでは壬戌民乱の最中に表れた庶民の国王尊崇の態度を肯定的に紹介している(参照、『全集・壺』441頁)⁽⁷⁰⁾。また、別の上奏文、「辞吏曹参議疏」では、自らを「殿下の赤子」(『全集・弐』30頁)と呼んでいる。そして、最後に、何よりも、朝鮮朝は允植が宋代における儒教道統の大成者と称揚した朱子の思想を国教として導入したのである⁽⁷¹⁾。

允植が論説、「封建論」を書いた理由は、朝鮮朝を糾弾するためではなかった。では、その理由は奈辺にあったのか。それを明かすために、この論説が収録されている「八家渉筆」の由来を見る。彼は14・5歳時、つまり、1850年前後から唐宋八大家の学習を進め、1870年にその成果を公表した。その際、彼は「(内容－筆者)は当時と殆ど異なる所はない」と記している⁽⁷²⁾。允植が「封建論」の素案を練ったのは、安東金氏の勢道政治が絶頂期に達した哲宗在位の時期であった。すると、允植が朝鮮で殆ど議論の無かった封建・郡県論を、敢えて取り上げたのは、先ずは、19世紀中盤期の勢道政治を厳しく糾弾するためであったと考えられるのである。王権を蹂躪した特定門閥による歪な形の集権政治が、「一人の私」を旨とする桀・紂並みの暴君政治を招来し、民本主義の本旨である「万民の公」なる理念が著しく蹂躪されている次第を、郡県制批判という一般論の形で糾弾したのである。その次第は、允植が郡県制の深刻な弊害として、外戚勢力の介入によって生じる「女禍」(『全集・弐』537頁・540頁)を挙げている点に如実に表れている。次に、允植の「封建論」の執筆には、もう一つ、積極的・建設的な意図も込められていた。彼は、北宋で理想・尚古主義の立場から封建制の復活を唱えた曾鞏を批判して、次の様に言っている。「私は封建制を今の世に、(そのまま－筆者)復活することは不可能であると思う。封建制を学ぶに際しては慎重に事を進めるのが宜しいと思う。」(『全集・弐』601頁)允植は朝鮮王朝の郡県制を基本的に認めた。同時に封建制こそが古代聖人の定めた政治体制とする見地も堅持した。そこで、彼の課題は、封建制の理念を郡県制の現実の中に如何に活かして行くかと言うことになる。「古今の双方を斟酌して、宜しき策を編み出す」(『全集・弐』190頁)というのが彼の現実問題に対処する基本姿勢であった。この様な允植の姿勢は、先述の顧炎武が明・清王朝の交替期に中国が直面した政治危機の解決に際して、「郡県論」を書いて封建論の理想の漸進的活用を模索したのと軌を一にするものであった。

これから允植が民本主義と封建制の政治理念を念頭に置いて、勢道政治並びにその源流をなす後期朝鮮の党争・門閥政治の弊害を改める為に、その現実を踏まえつつ、如何様な具体的改革策を提言したかを考察することにする。その際、勢道政治や党争政治の担い手は、士大夫（兩班）の官僚層であったから、彼にとって、官吏登用制度の改革が最も重要な問題となった。彼はその点を次の様に指摘している。「夫れ材なる者は、国の棟梁である。材を得れば、則ち国は安定し以て繁榮する。これを失うと、則ち国は衰えて恥辱に至る。」（『全集・弐』609頁）既述の様に官吏登用制として、高麗中期以降、中国から導入された科举制度が行われたが、後期朝鮮に入ると、党争・門閥政治によってその運用が著しく形骸化され歪なものとなっていた。柳馨遠（1622-1673年）、李瀾、丁若鏞など、士大夫層の性理学偏重の学風に批判的な所謂、実学者は、科举制の弊害を告発した。彼らは、科举制は最早、民本主義の実現に資する士大夫を育成・選抜するものではなく、党派の跋扈と党争の亢進を招来する手立てに墮していると指弾した。丁若鏞は勢道政治の下、1801年から18年間の配流生活を強いられたが、その時期、「通塞議」を書き、当時の科举制の形骸化による官吏登用の閉塞性を痛烈に批判した。朴宗根による要約を引用する。

「有能な人材をすべて育成して、活躍させることは、国家的・社会的見地からも非常に重要な課題であるにも拘らず、小人（常民一筆者）・中人を階級差別で排除し、同じ支配層でも平安・咸鏡などを地方差別で排除し、さらに庶孽を嫡庶差別で排除し、そして残った一部の兩班層も朋党によってふるいにかけられて、最後に残るのはほんの一握りの門閥に限定されてしまう。⁽⁷³⁾」

ここで、丁若鏞は有為なる人材の官吏登用を阻害している三つの要因を挙げています。一つは、庶孽・中人・常民に対する身分的な差別、二つは、平安道などの西北部に対する地域差別、そして、三つ目は、中央官界における党

派差別である。謂わば、身分閥、地閥、そして党閥による三つの差別が支配し、官吏人事の勢道門閥による蹂躪を招いているという訳である⁽⁷⁴⁾。允植もまた、同様の危機感を、「八家涉筆（下）」に収録されている、蘇軾の「徐州上皇帝書」を扱った文章の中で、次の様に表明している。「私は我が朝鮮に於いて官吏登用の通路が狭隘であるために、奇才異能の持ち主が郷曲に埋もれていることを憂いている。また、士大夫の中で才力に優れた者が、科業を修めて仕官が叶ったとしても、小吏に止まっていることを憂いている。」（『全集・弑』568頁）允植はここで、朝鮮の官制問題の核心が、官吏登用通路の狭小さにあると言う。その具体相の一つは、国家の有為な人材と成り得る力能を持つ「奇才異能」の持ち主が、活躍の場を閉ざされ郷曲に埋没している。二つは、士大夫の有為の人材が、党派・門閥の閉鎖性の故に、小吏への任用に留まり、才力を発揮する場を閉ざされている点である。上の丁若鏞の見立てに従うと、一つ目の弊害は、身分閥と地閥の問題であり、二つ目のそれは、党閥の問題と言うことが出来る。それでは允植は、斯様な官吏登用の通路の狭小性と閉鎖性を改めて行くために如何なる提言を行ったのか。

允植の官吏登用問題に関する考察・提言は、主として、「八家涉筆（上・下）」に収録されている唐宋八大家の中の北宋の面々、歐陽脩、蘇軾、蘇轍、曾鞏、そして王安石などを扱った論説の中で行われている。当時、隋代以降の科挙制度は、形骸化・硬直化して有為な官吏の選抜・登用を妨げていた。上の面々は何れも、北宋時代の少壮・革新官僚であり、斯様な弊害の克服を目指した仁宗代の慶暦改革（1043-1045年）並びに神宗代の王安石改革（1069-1086年）の担い手であった⁽⁷⁵⁾。彼らの改革運動の故に、今日、宋代は「士大夫階級が国家政治の責任感を自覚した時代⁽⁷⁶⁾」であったと評価され、慶暦改革の運動は宋代から清末期に至る「近世士大夫の魂のふるさと⁽⁷⁷⁾」であり続けたと称揚されている。将来、士大夫として世に出る志を抱いていた初期允植も、北宋代の二つの改革の推進者に強い関心を寄せた。彼は西夏・遼の

侵攻など、北宋の深刻な政治危機に対処すべく官制改革を試みた面々に強い共感を示し、勢道政治下の朝鮮朝の政治危機に対処すべく、同類の問題と取り組んだのである。そして、允植の慶曆改革と王安石改革に対する評価は、彼の官制改革問題に対する姿勢をよく表している。彼は慶曆改革における欧陽脩を扱った論説の中で、守旧派の呂夷簡と賈昌朝を批判し、改革派の范仲淹、富弼、欧陽脩の活動を評価している（参照、『全集・弐』541-542頁）そして、王安石改革に関しては、欧陽脩や司馬光たちの所謂、旧法党の現実主義・漸進主義を支持し、王安石と彼の後継者たちの理想主義・急進主義を批判している（参照、『全集・弐』607-608頁）⁽⁷⁸⁾。また、允植は慶曆改革と王安石改革に関わった指導者群の中で、特に、前者の范仲淹と後者の司馬光を取り上げて称賛している（『全集・弐』584-585頁）。旧守的な呂夷簡に抗した慶曆改革の指導者、范仲淹、急進的な王安石改革を批判した旧法党の指導者、司馬光を称賛している。彼は、王安石と呂夷簡という左右両翼の極端な立場を批判し、その中間的な立場の面々を是としたのである。そして、允植がその群像の中で、官吏登用問題に関して、最も高く評価したのは上掲の蘇軾であった。允植は蘇軾の功利主義に偏した道德思想に対しては、厳しく批判しているが、時務論に関しては「精悍の識」と「博達の才」を称賛している（『全集・弐』580頁）⁽⁷⁹⁾。以上の様に允植は、官吏登用問題について北宋の歴史から多くを学んだのである。同時に允植は、明言しているわけではないが、先に言及した後期朝鮮の柳馨遠から丁若鏞に至る実学者たちの官吏登用制度の改革提言から学ぶところも大きかったと考えられる。この点については、下段の叙述の中に随時、差し挟んでいきたい。

それでは、允植が官吏登用路の閉塞状態を打開するために提起して行った諸方策を、既述の丁若鏞の類別に従って見て行くことにする。先ず身分閥に関わる問題について。周知の様に、李氏朝鮮期には、兩班、中人、常民（良人）、そして賤民の四層からなる社会的な身分制度が存在したが、それが科

挙制度並びにその運用に大きな影響を及ぼしていた。先ず、兩班身分の者でも、庶孽層は、『経国大典』の庶孽差待の規則により、科挙試験の資格が奪われていた。これは、後期朝鮮を通して議論された問題であった⁽⁸⁰⁾。允植の師、兪辛煥は、この問題は「時弊の中で最も大にして急なるもの」と述べ、「母の賤不賤によって、人の賢否を議すことは出来ない」と主張した。その証拠に、中国では庶孽の中から、漢代には衛青・霍去病などの優れた将軍が、そして宋代には韓琦・范仲淹などの優れた官僚が、朝鮮でも創業期の重臣、鄭道伝が出ていると言う⁽⁸¹⁾。彼は「庶孽選挙の法」を立て、明経・修徳の人材を選抜すべきと提案した⁽⁸²⁾。允植は庶孽差待の問題に言及していないが、師と同様の意見であったと考えて間違いのないであろう。兪辛煥は儒学に通曉した在野の業儒であった⁽⁸³⁾。允植はその他に、申汕北や族祖、陶陶軒などを優れた布衣の業儒として称揚している（参照、『全集・弐』112頁・364頁）。彼は斯様な有為の人材を科挙制度と別枠の手立てによって登用することも考えていたと思われる。さらに、科挙試験には、文科・武科・雑科の三類があり、文科・武科の及第者が文官・武官として任官し、両者が兩班身分とされた。允植は文官の偏重と武官の冷遇を批判し、その改善方を求めている（参照、『全集・壱』84頁）。彼らの高官への就任の道を開くべしとの提言である。また雑科試験の及第者は、「医官」・「法官」・「訳官」などとして採用され、中人身分とされたのであるが、允植は実学（「雑学」と呼ばれた）の重要性を強調する立場から彼らの高官への積極的登用も考えていたと測られる。

ところで、允植が官吏登用問題に関する提言の中で最も強調したのは、第三身分の常民（農民や商工業者）の積極的登用であった。既述の『経国大典』には、常民を科挙試験から排除する規則は無かったが、実際には、経済力や教育環境などのために、事実上、科挙試験に臨むことは不可能であった⁽⁸⁴⁾。允植はその点に関して、次の様な提言を行っている。「嘗て漢代では、経書に明るい者を任官させ、更に、それに力田の科を併設した。これは帝王の良

法である。」(『全集・弐』108頁) 漢代に於いては、農事を奨励し民衆を教化するために、耕作に精励する者を地方官たる県令や郡長が「力田」の名で選抜し、力役を免じて官吏とした⁽⁸⁵⁾。允植は上の引用文の箇所、「力田科」の官員を、「中人」と言っているから医官、法官、訳官などと並ぶ、「力官」とも言うべき官職を考えていたと思われる。さらに彼は、朝鮮実学者の伝統を継いで四民(士農工商)全体の活力の振興を唱えていたから、明言しているわけではないが、「力田科」に準ずる工・商業者の部署の設置をも考えていたと思われる(参照、『全集・弐』566頁・608頁)なお、朝鮮の四層からなる社会的身分制度は、『経国大典』の中では、大きく、良民と賤民の二つに大別されていた。允植は、賤民の中からも官吏を登用すべきという提言は行っていない⁽⁸⁶⁾。

ところで、允植の常人層の官吏登用の提言において、注目すべきは、郷吏制の改革と積極的活用が説かれている点である。郷吏は胥吏、吏胥、衙前などとも呼ばれたが、それは中央から派遣された観察使や守令などの地方官の下で、行政実務にたずさわる庶民から調達された職員である。この階層は、中国では宋代、そして朝鮮では李朝代に、強力な中央官僚制の出現を契機に著しく発達した⁽⁸⁷⁾。朝鮮では地方官が赴任したのは、道と邑(牧府郡県)までであり、郷吏は地方官に仕えると共に、邑の域内の面・里・洞の行政にも携わった⁽⁸⁸⁾。允植は蘇軾の「徐州上皇帝書」を取り上げた論説の中で、朝鮮の郷吏問題について論じている。この文章は『全集・弐』の567-570頁に収録され、実質的には、2頁余りの分量のものだが、允植の官吏登用問題を見る上でとても重要な資料である。そのために此処の叙述は引用文を頻繁に用いる。煩瑣となるので、該当頁数の記入は差し控えることにする。先ず允植は、この文章の冒頭で、本来、郷吏層は朝鮮の地方政治の担い手として、極めて重要な役割を担っていると説く。「民と交わり民事を処理するのは、正に郷吏である。久しくその職を担っているのは正に郷吏である。その地に住

み着いて其の風習を知悉しているのは、正に郷吏である。だから、郷吏は必ず廉直、公正かつ自重の人でなくてはならない。」允植は斯様な郷吏の理想像を、既述の廻避制と不久任制の制約を持つ地方官と比較して述べている。本来、郷吏層こそが、各地に世居して民衆に接触し、民情に詳しく、民事を継続的に執行し得る。彼等は重要な職責を負うが故に、「清廉、公正、かつ自重の士」であるべきだ。ところが、勢道政治下の郷吏の実態は、斯様な理想像と酷く食い違っていた。允植は「今日の郷吏の中に、果たして、そのような人物がいるのか。一人もない」と嘆く。彼は続稿で見る哲宗への上奏文、「三政策」の中で、三政紊乱と壬戌民乱の大きな原因を、「奸猾」（『全集・弑』440頁）、「老猾」（同上、441頁）、「奸吏」（同上、443頁）、「奸胥」（同上、444頁）等々の「盗みと弄び」（同上、440頁）に求めているのである。

では、允植は郷吏層の斯様な現状の拠って来る理由を何処に求めたのか。彼は四点について指摘している。一点目は、「不択而補」である。郷吏の職務は代々、世襲されて来た⁽⁸⁹⁾。郷吏の選抜登用制の欠如を指摘しているのである。二点目は、「無禄而使」である。郷吏は庶民の役務であるとして、無禄・無給の奉仕を義務付けられていた。丁若鏞は「吏胥は人民を土地の如く見做し、その収奪を収穫の如く考えている。・・・しかし、その根本的原因は、吏胥に一定の給料がないことである⁽⁹⁰⁾」と述べている。三点目は、「不通仕路」である。既述の様に常民身分の郷吏は、科挙試験に応じる資格を持ち、実際に合格者も出している。しかし、官職に就いた者は皆無に近かった⁽⁹¹⁾。四点目は、「鞭扑而辱之」である。地方官は配下の郷吏に対して、杖刑を執行していたのである⁽⁹²⁾。そして允植は、「これらの理由のために、郷吏に優れた人がいなくなり、上の官吏（士大夫—筆者）は難渋し、下の庶民は困窮に陥っている」と指摘する。郷吏層の人材不足が、中央の士大夫と地方の庶民の双方に打撃を与えているという訳である。允植は、本来、郷吏層こそが中央官僚と地方人民を連結し、朝鮮政治の運営の支点としての役割を担って

いると見ていたのである。彼にとって、郷吏問題が官制改革問題の焦点をなしている所以である。それでは、允植は斯様な郷吏制の弊害を改めるために如何様な処方箋を提言しているのか。彼は一点目と三点目の問題に関して蘇軾から学んで、漢代の登用法を採用すべきだと主張する。「私は漢代のやり方に学べば宜しいと考える。郡県内の学問・徳性に秀でた者を選択して吏とし、行いを考慮し廉直さを観察して任官させると宜しい。」彼は中国に於いて、科挙制度が施行される以前、漢代で行われていた所謂、貢挙法によって郷吏を選抜・任用することを提言している⁽⁹³⁾。次に、二点目と四点目の問題への対応として、「俸禄を与えて耕作を免じ、償いの言葉を聞き杖刑を免じる」と述べている。前者は、郷吏の農耕を免じて俸禄を与え、彼らを謂わば、専門家集団として育成することの提案であり、既述の「力田の科」の採用と軌を一にするものである。後者は、郷吏が職務に対する誇りを持すべく、杖刑を廃止して償いの弁明に止める旨を提言するものである。

次に允植は郷吏制度に斯様な改革を施すことにより、朝鮮政治全般の運用に如何様な改善が期待できるかを述べて行く。彼は郷吏層が本来は、中央政治と地方政治の結節点の役割を果たすべきものと考えたから、この改革は国家全体の政治の在り方の改善に資すると期待された。彼は「四方から俊英がこの道（郷吏職－筆者）に集い、民国利益に資する所、計り難い程である」と言う。ここに前述の「民国」観念が使われていることに注目すべきである。朝鮮国に民本主義の政治を実現する上で、鍵となるのは郷吏制の改革であると言っているのである。そして、允植はその具体的次第を12点に涉って説明している。それらを中央政治と地方政治に関わるものに分けて纏めて見る。まず、両方に関わる事柄について見ると、貢挙法の採用によって、民は、「才徳に優れた者」、「実事」に通じた者、「廉慎自重」なる者、つまり、「良士」に恵まれることになる。「郡朝」、つまり、地方と中央(朝廷)は共に、有徳・有為の人材の登用が可能となり、彼らが廢材として埋もれる愚を避けること

が出来る。次に、地方政治に関して。各々の郷吏が自分の郷里で役職に就き、民に対してきめ細かい諸策を施すことが可能となる。賢才なるも、家族の事情で中央の仕官が叶わない場合、郷里で活躍できる。地方官に非がある場合、「風采」（暗行御史に差し出して地方官を批判する投書－筆者）を活用し、それを正すことが出来る。等々である。三番目に、中央政治に関して。允植は、漢代で、「明経」や「孝廉」の名によって、拔擢・登用された者が中央の高級官吏として活躍した事例を紹介している。黄覇、薛宣、朱邑、丙吉、范滂、陳寔の面々である。蘇軾が「徐州上皇帝書」の中で挙げているのは前の四名である⁽⁹⁴⁾。後の二人は、允植の判断で追加したものと思われる。なお、彼らの内、黄覇と薛宣の二人は、丞相（宰相）の地位まで上り詰めている⁽⁹⁵⁾。また允植は、中国唐代の黄巢や李振の様に、官吏登用の途が塞がれたために、反乱を起こして国を傾ける様な人物の出現を防ぐことが可能となる点を挙げている。おそらく、前述の洪景来の乱が念頭にあったと考えられる。以上のように允植は、本来、郷吏制度は朝鮮政治における地方・中央の両方の結び目として重要な役割を担うべきものと考え、その現状を批判的に考察すると共に、その充実方の処方箋を提言して行ったのである⁽⁹⁶⁾。ところで、実は、蘇軾の「徐州上皇帝書」の主題は、郷吏問題ではなく、次の地閥問題であった⁽⁹⁷⁾。允植は地閥問題を主題とする蘇軾の上奏文を敢えて借用して、郷吏問題を論じたのである。この次第は、彼が郷吏問題に格別の関心を寄せていた次第を如実に示していると言える。

ここで、官吏登用に際して特定地域を差別する地閥問題を見る。允植は蘇軾の上奏文、「徐州上皇帝書」を評する場を借りて郷吏問題を論じた後に、当上奏文の主題である地閥問題への言及を紹介している。「中国の西北五路は、たとえ豪傑が現われたとしても、詩文や経書に通じていないため、官吏への道が閉ざれている。漢代の法に倣って推挙・任官の登用制度を科举制とは別に設けるべきである。」（『全集・弑』569頁）蘇軾は、西北五路の人々は、

たとえ、徳行に優れた有為の人材であったも、詩文や経書の修業の条件が乏しいために、実際には科挙試験から排除されている⁽⁹⁸⁾。彼らに官吏登用の便を図るべく、漢代の貢挙法を採用すべきと主張したのである。また、允植は蘇軾の師、欧陽脩の西北五路問題への言及を「論逐路取人筭子」の中で取り上げ、彼が「東南」と「西北」の間の差別を批判していると紹介している(参照、『全集・弐』545頁)。允植は、蘇軾の地閥問題への応答を紹介した後に、朝鮮の地閥問題に言及して次の様に言っている。「(朝鮮の-筆者) 西北三路(平安道, 黄海道, 咸鏡道-筆者)の人は、沈着・勇敢であるが、声律経義の素養がないとされて、仕官の道が閉ざされて来た。しかし魁奇非常の才人が現われ非常の仕事を成し遂げている。斯様な才人を文詞だけを以て排斥すべきではない・・・。」そして、貢挙登用法を先ず、西北路で実施すべきである主張した。今日、朝鮮の西北路の一つ、平安道で勃発した洪景來の乱の檄文は「中央政府の平安道差別に対する激しい怒りを感じることができる⁽⁹⁹⁾」と指摘されている。尤も、允植は朝鮮朝体制の倒壊を目標とした易姓革命の性格を持つ洪景來の反乱それ自体を支持することはなかったのであるが。

以上、允植は、身分閥と地閥の支配による用人通路の閉鎖性・狭隘性を批判し、それを改めるべく諸方策を提言した。彼は二つの閥弊を正すために、蘇軾や欧陽脩などに学んで、漢代に行われた貢挙法に倣うことを説いた。その際、もし、貢挙法を全面的に採用することになると、従来の科挙制度そのものを廃止することになる。しかし、允植は斯様な急進主義的主張を行ったわけではない。彼は唐宋八大家の一人、曾鞏の科挙制全廢論を批判している。「(彼は-筆者) 貢挙を論じるに際しては、全て、周礼を以て導き仕り、漢法を以て孝廉の士を挙げた」(『全集・弐』595頁) 允植は曾鞏の立言一般を「白粉を整え、疵を隠して、偶人を作り出」(『全集・弐』604頁)す類であると酷評しているが、理想主義に偏した態度が、貢挙法採用の主張に際しても見られる。それは、「蘇氏父子が憚り恐れない(例えば、蘇軾は柳宗元の

封建論批判を支持した一筆者)の不及ばない」(全集、忒603頁)と言うわけである。彼は、蘇軾、並びに、李瀼や丁若鏞らの後期朝鮮の実学者たちと同様に、「科薦合一」の改革案を提言したのである⁽¹⁰⁰⁾。

最後に党閥について。允植は既述の様に、後期朝鮮の300年間に及ぶ士大夫層の党閥・党争政治が民本主義の実現を著しく妨げてきた次第を慨嘆していた。朝鮮の士大夫層の党派は、主として、官職の取得と確保の利を求めて形成され、党派間の官職争奪戦を激化させて行った。折々に勝利を占めた党派が、重要官職の占有を計り、他党派を排斥して私的利益の追求に走った。允植はその有様を次の様に指弾した、「妄りに政務を論じ、以て、官位と恩賞を貪る。この輩の言辞は殆どが党議に過ぎない」(『全集・忒』573頁)。各党派間の政務を巡る党争(論争)は、その実、官職と報償を獲得するための手段に過ぎない。勢道政治の下で、党争政治は其の頂点を迎えている。「ああ、党議が横行して、この世に真の是非を巡る議論が消滅した。方今は其の真っ盛りである。」(同上、543頁)上述の様に允植は、党弊の横行のために、「才力を持つ士大夫」が、科業を終了して仕官が叶ったとしても、「小吏への任用」に留まると慨嘆した。別して、勢道政治の時期には、特定党派の特定門閥による重要官職の独占が常態化して、党閥に起因する官吏登用上の弊害が極端な形で出現した。それでは允植は斯様な党閥の弊害を改める為に、如何なる方策を提言したのか。彼は身分閥・地閥に関わる一群の改革によって、有徳・有為の人材が広く官途に就き得る路を提言した。先ずは、斯かる官吏登用法の実施によって、新たな有徳・有為の人材が発掘・登用され、彼らによって党閥・党争に翻弄され来った従来の朝鮮政治が改められることを期待したと考えられる。さらに允植は、斯様な官吏登用制度の改革を推進し、党争政治を解消していくために、強い指導力を持った国王の出現を期待していたと考えられる。既述の様に、彼は18世紀の党閥・党争の激化に対して、英祖や正祖が蕩平策を掲げて、その鎮静化を図ったことを高く評価した。19

世紀の勢道政治の下で王権が急激に弱化し、党閥・党争の弊害が顕著となり、官吏の登用路が極端に閉塞的となった。この状況を打破して行くために、18世紀の「名君」に匹敵する国王の出現を待望したのである。その意味で允植は、同じく既述のところであるが、1864年、高宗の即位に際して、その摂政・執権者として登場した大院君を古代の聖王、周公の再来として高く称揚したのである。

以上、初期允植の官吏登用問題を主内容とする官制改革論を考察して来たが、ここでその要旨を纏め、そこに彼の政治思想の特色が如何様に表れているかについて言及して見たい。彼の官吏登用制改革論は、彼が直面した後期朝鮮末期の勢道政治の現実と儒教の政治理念たる民本主義の懸隔を埋めて行く企ての一環として打ち出された。その際彼は、民本主義の政治体制論たる封建制の理念から出立した。しかし、現実の朝鮮朝の政治体制は封建制ではなく郡県制を採っていた。彼は封建制の理想と郡県制の現実の狭間に立って、後者を容認しつつ能うかぎり後者の要素を取り入れると言う姿勢を取った。彼は斯様な立場から朝鮮朝の郡県制の大枠を容認しつつ、科挙制度中心の官吏登用法やその運用に関して、一定の修正・補強を試みる提言を行ったのである。その際彼は、北宋代の慶暦改革や王安石改革の時期に展開された官制改革論、特に、その時務論・制度論の構えを高く評価した蘇軾から学ぶところが大であった。また、後期朝鮮期に出現した丁若鏞を初めとする実学者たちからも示唆を受けるところが大であったと思われる。允植は後期朝鮮期、より直接的には、勢道政治期の官吏登用路の極端な狭隘性と閉鎖性が、民本主義政治の実現の大きな障害になっていると考えた。具体的には身分閥、地閥、党閥に縛られた科挙制度の運用上の弊害を指弾した。そして、身分・地域・党派などの枠を取り払い、有為の人材を広く選抜・登用する方途を提言して行った。簡略に整理すると、庶孽の科挙応試資格の容認、常民を貢挙制によって登用する「力田」科の設置、中央官僚と地方人民の媒介となる郷吏

制度の充実（郷吏の中央官僚への推挙も含む）、北部辺境地域の官吏登用上の差別の廃止、そして、これらの諸策を実現して行く上で障害となる党閥・党争を抑制するための王権の強化などである。これ等の提言を見ると、允植が現実の郡県制の枠組みの中に封建制の理念的的精神を取り込む改革を志向している次第を窺うことが出来る。特に、各地方の郷吏制度を、中央政治と地方政治の結節点と捉え、郷吏の貢挙制による登用や彼らに対する俸禄の支給、さらには、彼らの科学試験や推挙による中央官吏への登用など、その充実化を提言していることが注目される。この提言は、地閥廃止の提言と併せて、地方分権なる封建制の理念が反映したものと見る事が出来る。また、各地方の常民身分の積極的な官吏登用の主張は、民本主義理念の中に取り込んだ「民国」観念の反映と見る事が出来る。かくして、允植の政治思想が孕んでいる理想主義の要素（この要素は蘇軾には希薄であった）は、官吏登用制度の改革提言に作用して、中央集権を旨とする郡県制の政治体制の一定の修正を求めることになったのである。ところで、允植は他方で、後期朝鮮の党閥・党争が官吏登用路に及ぼした悪影響を断ち切るために、勢道政治の時期に著しく弱化した王権の強化を主張している。そして、秀でた徳性と学術を兼備する士大夫組織の構築は、官吏登用制度の改革提言の重要な目的の一つであった。彼の主張の中には郡県制の要素が重要な位置を占めているのである。允植はこの点も踏まえて、次の様な言葉を発している。「……種々の法律・規則が並び立ち、都と地方の衙門は、共に（傍点は筆者）、壯観を呈する。誠に、治政の良法である。」（『全集・弐』569頁）彼の改革提言の眼目は、中央と地方、これら双方の衙門に有徳・有為の人材を調達し、両者の一体的協同によって朝鮮国の政治が運営されることであつた。彼の真意は、郡県制と封建制の両要素、集権制と分権制、現実と理想の均衡・調和を実現・確保することであつた。允植は、その次第を、「公なるものは挙国（傍点は筆者）の公論である⁽¹⁰¹⁾」（『全集・弐』548頁）という言葉で以ても示している。

(注)

- (1) この箇所は、次の諸文献を主たる典拠としている。姜在彦『(新訂) 朝鮮近代史』平凡社、1994年、9-35頁。粕谷憲一『朝鮮の近代』山川出版社、1996年、4-27頁。李成茂(金容権訳)『朝鮮王朝史(下)』日本評論社、2006年、239-418頁。木村 幹『高宗・閔妃』ミネルヴァ書房、2007年、5-83頁。趙景達『近代朝鮮と日本』岩波書店、2012年、2-39頁。
- (2) 参照、六反田豊『朝鮮王朝の国家と財政』山川出版社、2013年、7頁。なお、朝鮮王朝史の時期区分を巡る最近の議論動向については、同書の7-10頁を参照。
- (3) 例えば、矢木 毅は、朝鮮の王権について、「外廷を構成する・・官人勢力との協調のもとに、その枠内において『専制的』な権力を行使していた」(『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会、2008年、412頁)と述べている。また、六反田豊は「朝鮮王朝は、建国当初から王権に対して臣権が優越する傾向を有していた。王権に対する臣権の優越は、朝鮮王朝の基本的な性格の一つとみなすことができる。」(『朝鮮時代の君臣関係と王権』『アジア遊学：東アジアの王権と宗教』第151号、2012年、79頁)と言っている。
- (4) また、党争の舞台は中央官僚の世界だけに限られたものではなく、「深く地方に根をおろし」ていた。党争は「地方の黨員まで動員」して、全国的規模で展開されたのである。参照、旗田 巍『朝鮮史』岩波書店、2008年、126頁。なお、本書は、1951年刊行の復刻版である。
- (5) 「蕩平」という言葉は、『書経』(洪範篇)の「無偏無党王道蕩蕩無偏無党王道平平」に由来する。参照、姜在彦『朝鮮儒教の二千年』朝日新聞社、2001年、373頁。
- (6) 粕谷憲一は英祖の蕩平策の下でも、党争政治は「促進された」と言う。そして、老論派が少論派に加えた乙亥の獄(1755年)によって、「高官の地位の過半数を老論が占め、少論が第二党派、南人・北人が弱小党派であるという党派間の力関係が定着するに至った」と指摘している。参照、「李朝後期の権力構造の歴史的特質－門閥と党派－」『一橋論叢』第115巻第4号、1996年、43頁。
- (7) 金祖淳の一族による権力掌握の政治的プロセスの詳細については次の文献を参照。ユボンハク、京華巨族蠢신勢道家 楓阜金祖淳, 조선 후기 학계와 지식인, 서울, 1998, 152-160면.
- (8) 粕谷憲一、上掲書、45頁。
- (9) 参照、李泰鎮(六反田豊訳)『朝鮮王朝社会と儒教』法政大学出版局、2000年、192頁。なお、科挙試験の式年試と別試についての詳細は、次の文献を参照。李成茂(平木實・中村葉子訳)『韓国の科挙制度－新羅・高麗・朝鮮時代の科挙－』日本評論社、2008年、186

- 187頁。
- (10) 李載浩, 朝鮮備辺司考-특히 그機能의變遷에 대하여-, 朝鮮政治制度研究, 서울, 1995, 134-35면. 参照, 木村 幹「備辺司臚録『座目』に見る朝鮮王朝官僚制の一研究」『国際協力論集(神戸大学国際協力研究科)』第7巻第2号, 1999年, 35頁。
 - (11) 李泰鎮, 前掲書, 192頁。
 - (12) 鄭玉子, 朝鮮後期知性史, 서울, 1991, 267면.
 - (13) 参照, 李成茂, 前掲書, 350-357頁。
 - (14) 宮原兎一は, 「17世紀には軍役のかわりに布をおさめることが普通となっていた」と述べている。参照, 「李朝の軍役制度『保』の成立」『朝鮮学報』第29号, 1963年, 130-131頁。
 - (15) 李泰鎮は, このような状況について次の様に説明している。「幼学(仕官しない儒生)を中心とする『冒称両班』家戸は戸籍上18世紀後半にすでに全体戸数の30%を占め, 19世紀前半には40-80%とに増加する趨勢を示した。」「朝鮮時代の両班-概念と研究動向-」『中国-社会と文化-』第8号, 323頁。
 - (16) 原田 環「19世紀の朝鮮における対外的危機意識」, 『朝鮮の開国と近代化』溪水社, 1997年, 80頁。
 - (17) その点に関して粕谷憲一は次の様に指摘している。「・・・大院君の政策をもってしても, 高官の中の老論の比重を低めることはできたものの, 老論が高官の過半数を占め, 第一の党派であるという勢力配置を変えることはできなかった・・・」(上掲論文, 764頁) ここには, 後期朝鮮における党争政治の強靱さが示されている。
 - (18) 姜在彦, 前掲書, 428頁。
 - (19) 参照, 原田 環, 上掲書, 101頁。
 - (20) 従来, 両班・士族層はその特権として軍役・軍布の納入を免除されていた。大院君はこの身分的特権を廃止して, 「両班に対して, 常民と同じく, 軍布の負担を求める」戸布制を断行したのである。参照, 木村 幹『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識-朝貢国から国民国家へ-』ミネルヴァ書房, 2000年, 135頁。
 - (21) 姜在彦, 前掲書, 429頁。
 - (22) 『書経』の「夏書」の中で, 「皇祖禹がお教えになるに, 民は, 親しむべく, 見下すべからず。民は邦の本である。本が強固であれば, 邦は平穩であらう」と記されている。参照, 李泰鎮「朝鮮時代の『民本』意識の変遷と18世紀『民国』理念の台頭」朴忠錫・渡辺浩編著『国家理念と対外認識-17-19世紀(日韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会, 2001年, 5頁。該当箇所の原文は, 「民惟邦本, 本固定邦寧」である。参照, 『(二) 尚書正義(中華叢書・十三経注疏分段標点)』, 台湾新文豊出版公司, 267頁。

- (23) 民本主義は「主に『孟子』の思想に範を採るもの」と言われている。参照、趙景達、前掲書、3-4頁。
- (24) 小林勝人訳注『孟子（下）』岩波書店、1972年、398頁。
- (25) 孟子の現実の人間に対する認識には厳しいものがあつた。例えば、次の様に言っている。「・・・今の人々は、(天子から庶民にいたるまで) 死んだり亡んだりするのを忌みきらいながら、しかも不仁なことばかり楽しんで行っているのは、ちょうど酔うことをきらいながら、無理をして酒を飲むようなもので、矛盾も甚だしい。」(同上、16-17頁)
- (26) 同上、398頁。
- (27) 参照、渡辺 浩『日本政治思想史 [十七～十九世紀]』東京大学出版会、2010年、21頁。
- (28) 同上、23頁。
- (29) 趙景達「政治文化の変容と民衆運動－朝鮮民衆運動史研究の立場から－」『歴史学研究』第859号、2009年、12頁。
- (30) 参照、『丸山眞男講義録 [第六冊]：日本政治思想史1966』東京大学出版会、2000年、230頁。
- (31) 渡辺 浩、前掲書、29頁。
- (32) 李泰鎮、前掲論文、5頁
- (33) 趙景達、前掲書、3頁。
- (34) 安炳周、「栗谷の改革主義と民本思想」『中国－社会と文化』第18号、2003年、181頁。
- (35) 同上、181頁。
- (36) 李泰鎮、前掲論文、4頁。
- (37) 李泰鎮、前掲書、304-305頁。
- (38) 李泰鎮は英祖と正祖による民国思想に関わる「新しい政治の追求」の諸相について次の様な事例に言及している。英祖と正祖は「純然と民情を視察する目的」の宮外行幸を頻繁に行つた。正祖はそれまでの慣例を破つて、行幸途上における民衆の上言（文書による訴え）や撃錚（銅鑼を鳴らしての訴え）を認め制度化した。参照、前掲書、307-309頁。
- (39) ちなみに、李泰鎮は前掲書を刊行した基本動機について、次の様に書いている。「私が学問をはじめた1960年代には、儒教に対する認識はきわめて否定的なものだった。韓国は朝鮮時代に儒教を極度に崇尚したがゆえに国が減ぶ結果となったという認識が一般化していた。こうした認識に立てば、韓国の歴史は500年間ずっと空回りし続けたことになってしまう。私としては、500年の歴史がこのように罵倒されることには首肯できなかった」（前掲書、vi頁）。また彼は別の所でその点に関連して次のように語っている。「私は韓国史を専攻する歴史学徒になって、日本帝国主義時代に植民主義的立場から加えられた韓国史に対する歪曲を正す努力をしてきました。」(李泰鎮・鳥海 豊訳『東大生に語つた韓国

史－韓国植民地支配の合法性を問う－』明石書店、2006年、19頁）「民国」観念への注目も斯かる姿勢から生まれたものと言える。

- (40) 允植の初期時代の文章の中で、この資料が別して重要である理由、並びにこの資料の由来については、次の拙稿を参照。「金允植の初期政治思想（1）」『福岡大学法学論叢』第55巻第2号、2010年、330頁。
- (41) 注（38）で言及した英祖・正祖の代に活発となった直訴の道も、勢道政治下では、著しく狭められた。「19世紀に入り、政治権力が都における少数の閥族に集中するに従い、国王の位相は低下した。大臣たちは民衆の意見を国王に伝達する通路を遮断すべく、上言・撃錚内容を・・・制限し、手続きを強化、場所を制限するなど各種の統制策をとった。」（韓相権「19世紀民訴の様相と推移－純祖代における上言・撃錚の分析を中心に－」朴忠錫・渡辺浩編著、前掲書、108頁。）
- (42) 参照、李泰鎮、前掲論文、33頁。
- (43) 丁若鏞は君主や守令が統治の主体であるとしながら、「他方で民もまた単なる統治の客体ではなく、仁を實踐する主体」であり、「その点では守令と民の間に上下の違いはない」と考えた。（原 武史『直訴と王権：朝鮮・日本の「一君万民思想史」』朝日新聞社、1996年、147-48頁）
- (44) 李泰鎮は、「民乱に立ちあがった人びとは『民国の時代』に対する強い希求をもっていたものと思われる」と述べている。参照、李泰鎮、前掲書、311頁。
- (45) 参照、韓国学文献研究所編『兪辛煥全集（韓国近代思想叢書）』亜細亜文化社、서울、1983年、287頁。
- (46) 金允植編『礪齋先生集（二）：付「朴礪齋文」』（朝鮮学会学術資料・第29集）、『朝鮮学報』第87号、1979年、118・120頁。
- (47) 今日の史家も英祖と正祖の治政を高く評価している。韓永愚は、次の様に見ている。「実に正祖時代は、肅宗時代から基盤が固められてきた王朝中興の花が一斉に開いた全盛期であり、韓国史が近代に入っていく転換期でもあった。」（韓永愚著・吉田光男訳『韓国社会の歴史』明石書店、2003年、360頁）。六反田豊は、次の様に述べている。「英祖・正祖二代にわたる蕩平政治・・・の時期には、政治は安定し、制度改革が進み、学問・文化の発展も顕著に見られた。」六反田豊、前掲論文、76-77頁。
- (48) 『論語』も同様の趣旨を謳っている。「堯の日わく・・・寛なれば則ち衆を得、信なれば則ち民任じ・・・」（金谷 治訳注、岩波書店、1963年、271-273頁）「民は信なくんば立たず。」（同上、160頁）
- (49) 大院君の治政は今日の研究者によっても、「儒教的民本主義」の理想に適う要素を内包するものとして評価されている。参照、趙景達、前掲書、32頁。

- (50) 丁若鏞は当時の喫緊の国内問題について、「国の大政として二つがある。一つは用人問題であり、二つは理財の問題である」と述べ、本稿の言葉に直すと、官制改革問題と三政改革問題の喫緊性を強調している。参照、朴宗根「茶山・丁若鏞の土地改革思想の考察」『朝鮮学報』第29号、1963年、89頁。また、兪辛煥も茶山と同様の趣旨を次の様に言っている。「時弊の最も大かつ急なるものは、軍丁徴檢の弊であり、庶孽禁錮の弊である」（韓国学文献研究会編、前掲書、315頁）彼は1859年に世を去るのであるが、60年代に起こる洋擾問題の警告を発している。（参照、同上、294-315頁）
- (51) 柳宗元の「封建論」の原文・翻訳・注釈は次の文献に収録されている。星川清孝『唐宋八大家文読本（二）・新釈漢文大系第71巻』明治書院、1976年、656-674頁。
- (52) 参照、松井嘉徳「国の国制－封建制と官制を中心として－」松村道雄・古賀 登・永田英正・尾形 勇・佐竹晴彦編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、2001年、99頁。
- (53) 参照、張翔・園田英弘編『「封建」・「郡県」再考－東アジア社会体制論の深層－』思文閣出版、2006年、4頁。
- (54) 参照、星川清孝、前掲書、497頁。
- (55) 張志烈・馬徳富・周裕鏞主編『蘇軾全集校注』第10冊、河北人民出版社、2010年、524頁。なお、蘇軾は、「柳宗元の論は、正に、万世の法をなすものである」と述べて、柳宗元の郡県制論を強く支持している。参照、同書、525頁。
- (56) 参照、佐藤慎一「封建制は復活すべきか－封建制の評価をめぐる清末知識人の議論－」、張翔・園田英弘編、前掲書、220頁。
- (57) 参照、林 文孝「顧炎武『郡県論』の位置」張翔・園田英弘編、前掲書、122頁。顧炎武の「郡県論」は、『民末清初政治評論集（中国古典文学大系・第57巻）』（平凡社、1971年）の115-122頁に収録されている。因みに、該当箇所は次の様に訳出されている。「これからまた（郡県制が－筆者）封建制に変わるのかというと、それはあり得ないことである。もし聖人が出現したならば、封建制の意味を郡県制の中に含ませ、かくて天下はうまく治まるはずである。」（同上書、115頁）
- (58) 参照、張 翔・園田英弘編、前掲書、4頁。本書では、中国と日本の封建論に関する諸論稿が収録されているが、朝鮮に関するものは無い。
- (59) しかし、丁若鏞は『周礼』の制度すなわち『理想社会』の終局的な破壊者がほかならぬ秦漢であるとしている」と述べていると指摘されている。（参照、朴宗根「李朝後期の実学思想（下）－茶山・丁若鏞の社会改革論－」『思想』567号、1971年、123頁）この文章は彼が封建論を称揚していたことを示唆している。
- (60) 柳宗元は「封建論」の中で、「封建は聖人の考えではなかった」と喝破し、聖人が封建制を敷いた訳について、「勢いのなりゆきから去ることができなかった」からであると説

いている。参照, 星川清孝, 前掲書, 656-657頁。

- (61) 允植は柳宗元の立論の中に儒教となじまない功利主義の要素をかき取っているのである。允植は柳宗元を次の様に批判している。彼の「封建論」は、「聖人」の「公心」を看過した「利害の大まかな軌跡」を説いたものだ。「小利」を見るだけで「大害を見過ごしている。」(参照, 『全集・弐』535頁)
- (62) 允植はまた次の様にも喝破している。「封建制が無いとすれば、井田制もまたあり得ず、井田制が廃れると、礼楽刑政もまた姿を消してしまう・・・」(『全集・弐』535頁)なお、「中国では、古来、井田・封建・学校が、上古の三代(夏・殷・周)の遺制とされ、ユートピア時代とされるその三代にはこの三つが理想的に完備していたと言い伝えられていた。」(溝口雄三「転換期としての民末清初期」『中国思想史』156頁)
- (63) 金鳳珍「李朝末期：金允植と兪吉濬」平石直昭・金泰昌編『知識人から考える公共性(公共哲学17)』東京大学出版会, 2006年, 79-81頁。
- (64) 金鳳珍, 同上, 106頁。
- (65) 김성배, 유교적 사유와 근대극제정치의 상상력:그한말 김윤식의 유교적근대수용, 건국도파주시, 2009년, 240면, 325면.
- (66) 以下の高麗・朝鮮朝における郡県制の整備・発展に関する叙述は、主として次の文献に拠った。武田幸男編『朝鮮史(新版世界各国史2)』山川出版社, 2000年, 121-122頁・125-130頁, 173-180頁。
- (67) 参照, 李成茂(平木實・中村葉子訳), 前掲書, 21頁。
- (68) 参照, 矢木 毅『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会, 2008年, 241頁。李成茂著(平木 實・中村葉子訳)前掲書, 3頁・90頁・246頁。以下の朝鮮科挙制度に関する叙述は本書に拠る所が大きい。
- (69) 参照, 伊東貴之『思想としての中国近世』東京大学出版会, 2005年, 196頁。呂留良の封建制論の詳細については、同書の183-200頁を参照。また、林文孝も呂留良の封建論に関して、伊東と同様の位置づけを行っている。前掲論文, 120頁。
- (70) 壬戌民乱と異なって洪景來の乱は易姓革命の性格を持っていたと見られている。参照, 鶴園 裕「平安道農民戦争における檄文」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会論文集:東アジアにおける朝鮮史の展開』第21集, 1984年, 173頁。趙景達『朝鮮民衆運動の展開-士の論理と救済思想-』岩波書店, 2002年, 39頁。従って允植は明言しているわけではないが、洪景來の乱は容認できなかったと考えられる。
- (71) 允植は朝鮮朝が朱子の思想・学問を国教として導入したことを、自国における儒教道統の継承として高く評価していた。参照, 前掲拙稿, 286頁。
- (72) 参照, 前掲拙稿, 330頁。

- (73) 朴宗根「李朝後期の実学思想(上) - 茶山・丁若鏞の社会改革論 -」『思想』第567号, 1971年, 105頁。
- (74) この箇所「閔」という言葉は, 前掲の『兪辛煥全集』338頁の「地閔」という言葉から示唆を得たものである。
- (75) 慶曆改革と王安石改革の全体的経緯については次の文献を参照。小島 毅『宋朝: 中国思想と宗教の奔流(中国の歴史07)』講談社, 2005年, 85-120頁。近藤一成『宋代中国科挙社会の研究』汲古書院, 2009年, 42-120頁。
- (76) 貝塚茂樹『中国の歴史(中)』岩波書店, 1969, 205頁。
- (77) 小島 毅, 上掲書, 87頁。
- (78) 允植は, 「元祐之末 章蔡邢曾皆歴世之小人也」(『全集・弑』584頁)として1086年に逝去した王安石の後継者, 章惇・蔡確・蔡京・邢恕・曾布などを批判している。参照, 小島毅, 同上書, 116頁。
- (79) 土田健次郎は, 蘇軾の政策論に見られる発想法の特色について, 次の様に書いている。「蘇軾の政治論は, まず所与の状況, つまり『時』の正確な認識と, その中での人間の営為の意味付けから始まる。・・・そのような時代の状況に対する認識のなかで人間の可能性を過信することなく, 政策は遂行されねばならないとする。」(「蘇軾の思想的輪郭」『中国-社会と文化』第12号, 1997年, 157頁)
- (80) 参照, 李成茂(平木實・中村葉子訳), 前掲書, 184-186頁。李成茂は, 「良妾の子孫にたいしては後に若干緩和された」と指摘している。参照, 同上書, 180頁。高橋亨も後期朝鮮期に入ってからこの制度は庶薛「許通」という形でその運用がある程度, 柔軟に「緩和」された時期もあったと述べている。参照, 故前間恭作「庶薛考(二)」『朝鮮学報』第6号, 1954年, 71頁。この論考は, 前間が生前に高橋に送った庶薛論の草稿に論評を加えて発表されたものである。
- (81) 参照, 韓国学文献研究会編, 前掲書, 330-332頁。
- (82) 同上, 339頁。
- (83) 参考, 前掲拙稿, 286頁・294頁・308頁。
- (84) 李成茂(平木 實・中村葉子訳), 前掲書, 183頁・186頁。
- (85) 中国漢代における「力田」の設置については次の文献を参照。鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会, 1962年, 425-431頁。越智重明『戦国秦漢史研究(3)』中国書店, 1997年, 411-412頁。紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』朋友書店, 2009年, 59-61頁。
- (86) なお, 賤民の官吏登用に関しては, 後期朝鮮の代表的な実学者, 柳馨遠, 李滉, そして丁若鏞の三人とも, 否定的・或いは消極的であった。少なくとも, 積極的であったとは言

- えない。参照、朴宗根、上掲論文（下）、119-120頁、平木 實『朝鮮社会文化史研究』国書刊行会、1987年、288-300頁。
- (87) 参照、平田茂樹『科挙と官僚制』、山川出版社、1997年、23-24頁。武田幸男編、上掲書、177-178頁。
- (88) 参照、旗田 巍、上掲書、118頁。武田幸男編、同上書、176-178頁。
- (89) 参照、北村秀人「高麗末・李朝初期の郷吏」『朝鮮史研究会論文集』第13号、1976年、57-58頁、77頁。武田幸男編、前掲書、177-178頁。
- (90) 参照、朴宗根「茶山・丁若鏞の土地改革思想の考察－耕作「能力に応じた」土地配分を中心として－」『朝鮮学報』第29号、1963年、98頁。
- (91) 参照、李勛相（宮嶋博史訳）『朝鮮後期の郷吏』法政大学出版局、2007年、246頁。
- (92) 北村秀人、前掲論文、83頁。矢木 毅「朝鮮党争史における官人の処分－賜死とその社会的インパクト－」富谷 至編『東アジアの死刑』京都大学学術出版会、2008年、200-201頁）
- (93) 漢代の官吏登用法は、「察挙」、「郷里里選」そして「選挙」などとも呼ばれた。この制度は前漢の武帝によって創られ、中央から郡や州に派遣された地方官が、当該地域の下級官吏や一般庶民の中から、学問と德行に秀でた者を「明経」・「孝廉」の名によって選抜し、中央に推薦する仕組みであった。参照、貝塚茂樹『中国の歴史（上）』岩波書店、1964年、161頁。福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』創文社、1988年、11-12頁・14頁。平田茂樹、前掲書、5頁。
- (94) 参照、張志烈・馬德富・周裕銘主編、前掲書、2981頁。彼らは何れも地方の小吏の出身であった。黄覇は卒吏、薛宣は書佐、朱邑は蕃夫、丙吉は獄吏の出であった。参照、同上書、2992-2993頁。
- (95) 参照、同上書、2992頁。
- (96) 後期朝鮮の郷吏問題を扱った注目すべき近業として、上の脚注（91）で取り上げた李勛相の書物（原著は1990年の刊行）がある。本書の目的は、郷吏層は農民に苛斂誅求を加え、三政紊乱を招来した張本人であると言う、「郷吏に対する否定的な認識」を改め、彼らは「中央官僚と地方民の調整役」として重要な役割を果たした次第を説くことであった（参照、同上、264頁、140頁）。李が本書の中で最も力を込めて書いたのは、勢道政治期の郷吏、李明九（1799-1874年）である。明九は郷吏が「猾吏、姦吏、巧猾吏」などと称されて来た次第を憤慨し、斯様な「度の過ぎた偏見」を改めることに力を注いだ（同上、192頁）。確かに、郷吏たちに腐敗も起こったが、それは郷吏の悪待遇の故である。「吏には禄がないので法を犯さざるをえず、結局は国家を蝕み百姓を苦しめることになる・・・」（同上書193頁）。ところで、本来、郷吏の果たす役割は極めて重要である。「郷吏は郷村に土

- 着(世居)して法律と帳簿に関するあらゆる行政事務を引き受けているので、彼らが及ぼす影響力がたいへんに大きく・・・。」明九は官界登用制度の現況を批判して、「郷吏の中で能力のある者であれば、身分にこだわらず官界に進出できるようにすべきである」と主張した。李勛相は、この点こそが、「李明九の強力に主張したかった要点であった」と指摘している。(以上、195頁、同旨、199頁)明九が描いた朝鮮郷吏の自画像とそれ等を素材とした李勛相の郷吏像は、本文で説明した允植の郷吏像と奇しくも同類のものであった。
- (97) 参照、張志烈・馬徳富・周裕緒主編、上掲書、2976-2981頁、近藤一成、前掲書、512頁。
- (98) ここで言われている「西北五路」とは、京東路、京西路、河北路、河東路、そして、陝西路の五路である。参照、同上書、2981頁。なお、蘇軾は、1078(元豊元年)、地方官として京東路に属する徐州に赴任した。参照、同上書、2977・2982・2988頁。
- (99) 鶴園 裕、前掲論文、173頁。その点について、次の文献も参照。河原林静美「1811年の平安道における農民戦争」『寧楽史苑(奈良女子大学史学会)』第19号、1973年、9頁。
- (100) 李瀾や丁若鏞たちも官吏登用における身分閥や地閥の弊害を改める為に貢挙法の採用を主張した。貢挙制の採用は、「基本的には実学派共通の理念」であった。その際、李瀾と丁若鏞は、科挙制を維持して、それを貢挙制によって補強する「科薦合一」を主張した。参照、朴宗根「李朝後期の実学思想(下) - 茶山・丁若鏞の社会改革論 -」『思想』第567号、1971年、124頁。
- (101) 19世紀の朝鮮では、「公論」という言葉は、各々の地方のレベルで生み出される地方民衆の共同意思と言った趣を持つ言葉であった。例えば、丁若鏞は、「公論」・「公議」という言葉をそのような意味合いで使っている。参照、朴宗根、上掲論文、124-125頁。また、明末以降の中国でも「公論」は「地方の公論」と同義に使用された。参照、溝口雄三・池田知久・小島 毅著『中国思想史』東京大学出版会、2007年、146頁。